

# 守谷市地域防災計画（地震災害対策編）改訂表（案）

平成31年 月

1 表紙裏に修正・改定履歴の追加

【追加理由：改正・修正履歴を明確にするため】

ページ	旧	追加後												
表紙裏		<p style="text-align: center;"><b>守谷市地域防災計画改訂（改定・修正）履歴</b> <b>守谷市地域防災計画（地震災害対策編）</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>改正・修正区分</th> <th>改定・修正完了年月日</th> <th>改定・修正概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	番号	改正・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要	1				2			
番号	改正・修正区分	改定・修正完了年月日	改定・修正概要											
1														
2														

2 第2章 第3節 第6 し尿量

【修正理由：数値の誤りを修正したため】

ページ	旧	修正後
2-5	<p><b>第6 し尿量</b> ・1～3日目 (避難者数×1.2+帰宅困難者数) × 2 = <u>46,098</u>～21,838 リットル</p>	<p><b>第6 し尿量</b> ・1～3日目 (避難者数×1.2+帰宅困難者数) × 2 = <b>55,401</b>～21,838 リットル</p>

3 第3章 第1節 第3 防災組織等の活動体制の整備・育成

【修正理由：過去の災害教訓の幅を広げるため】

ページ	旧	修正後
3-3	<p><b>第3 防災組織等の活動体制の整備・育成</b> 阪神淡路大震災、東日本大震災及び熊本地震において、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、初期消火、被災者に対する救援活動などに市民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。このことから、市民の自主防災組織の活動体制の整備・育成を図る。</p>	<p><b>第3 防災組織等の活動体制の整備・育成</b> 阪神淡路大震災、東日本大震災、<b>熊本地震及びその他の災害</b>において、火災予防活動、倒壊家屋からの被災者の救出、初期消火、被災者に対する救援活動などに市民、各種自主防災組織、消防団が大きな役割を果たし、その重要性が再認識された。このことから、市民の自主防災組織の活動体制の整備・育成を図る。</p>

4 第3章 第1節 第3 2 (2) 自主防災組織の編成

【改定理由：自主防災組織の円滑な運営のため】

ページ	旧	改定後
3-4	<p>2 自主防災組織の育成・連携等</p> <p>(1) 自主防災組織の整備 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の編成 自主防災組織は、原則として行政区又は自治会等の組織を<u>活</u>かした編成とするが、災害時に自主的に活動できるよう、自治会の規模が大きいときは班単位の活動体制について整備促進する。 自主防災組織は、会長、<u>副会長</u>を置き、その下に次の活動班を編成し活動班毎に班長を定める。</p> <p>【基本構成】</p>	<p>2 自主防災組織の育成・連携等</p> <p>(1) 自主防災組織の整備 (略)</p> <p>(2) 自主防災組織の編成 自主防災組織は、原則として行政区又は自治会等の組織を<u>生</u>かした編成とするが、災害時に自主的に活動できるよう、自治会の規模が大きいときは班単位の活動体制について整備促進する。 自主防災組織は、会長、副会長等を置き、その下に次の活動班を編成し活動班毎に班長を定め、<b>それらを統括する事務局及び事務局長を置くものとする。</b></p> <p>【基本構成】</p>

5 第3章 第2節 第5 地盤災害防止対策の推進

【修正理由：守谷市ハザードマップの改定のため】

ページ	旧	修正後
3-15	<p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>1 地盤災害危険度の把握 (略)</p> <p>2 斜面崩壊防止策の推進 土砂災害防止法の施行により、茨城県から「土砂災害警戒区域等」の指定を受けた区域については、<u>平成23年度に公表した「守谷市防災ガイド」</u>のとおりであるが、<u>安全な生活環境を確保するための対策に努め、被害の軽減を図る。</u></p>	<p>第5 地盤災害防止対策の推進</p> <p>1 地盤災害危険度の把握 (略)</p> <p>2 斜面崩壊防止策の推進 土砂災害防止法の施行により、茨城県から「土砂災害警戒区域等」の指定を受けた区域については、<b>平成30年度に公表した「守谷市防災ハザードマップ」</b>のとおりであるが、<b>安全な生活環境を確保するための対策に努め、被害の軽減を図る。</b></p>

6 第3章 第3節 第4 1 (1) ①指定避難所, 指定緊急避難場所の指定  
 【追加理由：指定避難所（開智望小学校）を新たに追加したため】

ページ	旧	修正後																				
3-25	<p>第4 避難者支援のための備え                      (略)</p> <p>1 避難所, 避難場所の整備                      ① 指定避難所, 指定緊急避難場所の指定                      (略)                      「指定避難所一覧」</p> <table border="1" data-bbox="331 475 1176 544"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>MCA 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話	MCA 番号	(略)				<p>第4 避難者支援のための備え                      (略)</p> <p>1 避難所, 避難場所の整備                      ① 指定避難所, 指定緊急避難場所の指定                      (略)                      「指定避難所一覧」</p> <table border="1" data-bbox="1294 475 2139 576"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>住所</th> <th>電話</th> <th>MCA 番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>開智望小学校</td> <td>つくばみらい市筒戸 3400</td> <td>38-6600</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	住所	電話	MCA 番号	(略)				開智望小学校	つくばみらい市筒戸 3400	38-6600	
名称	住所	電話	MCA 番号																			
(略)																						
名称	住所	電話	MCA 番号																			
(略)																						
開智望小学校	つくばみらい市筒戸 3400	38-6600																				

7 第3章 第3節 第5 避難行動要支援者，要配慮者の安全確保のための備え  
 【改定理由：「守谷市避難行動要支援者登録制度実施要綱」等の改定のため。】

ページ	旧	改定後
3-30	<p>1 避難行動要支援者等について</p> <p>(1) 要配慮者の範囲 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の範囲 (略)</p> <p>(3) 避難支援等関係者とは                      避難支援関係者とは，取手警察署，守谷消防署，<u>市消防団</u>，<u>自治会</u>，<u>自主防災組織</u>，<u>民生委員</u>，<u>社会福祉法人守谷市社会福祉協議会</u>，その他市長が認める団体等である。</p> <p>2 社会福祉施設等の安全体制の確保 (略)</p> <p>3 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保</p>	<p>1 避難行動要支援者等について</p> <p>(1) 要配慮者の範囲 (略)</p> <p>(2) 避難行動要支援者の範囲 (略)</p> <p>(3) 避難支援等関係者とは                      避難支援関係者とは，取手警察署，守谷消防署，<b>自治会・町内会</b>，<b>自主防災組織</b>，<b>民生委員児童委員</b>，社会福祉法人守谷市社会福祉協議会，<b>守谷市消防団</b>その他市長が認める団体等である。</p> <p>2 社会福祉施設等の安全体制の確保 (略)</p> <p>3 在宅避難行動要支援者の救護体制の確保</p>
3-31	<p>(1) 避難行動要支援者の把握                      市は，避難行動要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うため，<u>避難支援等関係者の協力を得て</u>，「<u>避難行動要支援者名簿</u>」（以下「<u>名簿</u>」という。）を作成するとともに，<u>記載事項について</u>，<u>正確かつ最新の内容を保つよう努める</u>。この際，<u>プライバシーを保護するために情報の取扱いには十分に注意し</u>，万全を期する。                      また，避難支援等関係者は，日常からの近所付き合いやコミュニケーション等を通して避難行動要支援者の情報把握に努める。</p> <p>① 名簿作成に必要な個人情報と入手方法                      市は，避難行動要支援者情報の収集のため，介護保険受給者台帳，身体障害者手帳交付台帳，療育手帳交付台帳，精神障害者保健福祉手帳交付台帳を活用する。</p> <p>② 名簿の記載内容                      名簿には，次の事項を記載する。なお，名簿の記載事項については，正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。                      ア 氏名                      イ 生年月日                      ウ 性別                      エ 住所又は居所                      オ 電話番号その他の連絡先                      カ 避難支援等を必要とする事由</p>	<p>(1) 避難行動要支援者の把握                      市は，避難行動要支援者の避難支援等を円滑かつ迅速に行うため，<b>対象者を網羅した</b>，「<b>避難行動要支援者名簿</b>」（以下「<b>名簿</b>」という。）を作成し，<b>情報の取扱いには十分に注意するとともに</b>，<b>災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため</b>，<b>「個別計画」の作成に努める</b>。                      また，避難支援等関係者は，日常からの近所付き合いやコミュニケーション等を通して避難行動要支援者の情報把握に努める。</p> <p>① 名簿作成に必要な個人情報と入手方法                      市は，避難行動要支援者情報の収集のため，介護保険受給者台帳，身体障害者手帳交付台帳，療育手帳交付台帳，精神障害者保健福祉手帳交付台帳を活用する。</p> <p>② 名簿の記載内容                      名簿には，次の事項を記載する。なお，名簿の記載事項については，正確かつ最新の内容に保つよう努めなければならない。                      ア 氏名                      イ 生年月日                      ウ 性別                      エ 住所又は居所                      オ 電話番号その他の連絡先                      カ 避難支援等を必要とする事由</p>

ページ	旧	改定後
3-3 1	<p>キ <u>その他、市長が必要と認める事項</u></p> <p>③ <u>名簿の更新</u> 市は、<u>市民の転入・転出、死亡、介護認定、身体障害者手帳等の事務又は避難支援等関係者及び関係部局が収集した情報を基に、避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つものとする。</u></p> <p>④ <u>名簿情報の適切な管理</u> 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、<u>名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</u></p> <p>(2) <u>避難行動要支援者情報の提供</u> 市は、<u>震災の発生に備えて条例の定めるところにより、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた避難行動要支援者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供する。</u> <u>また、名簿情報提供の同意が得られなかった避難行動要支援者の名簿については、円滑・迅速な避難支援等による避難行動要支援者の生命の確保に資するため、名簿情報を閲覧できないように封筒に入れ封印した状態で、避難支援等関係者に提供するものとする。</u></p> <p>(3) <u>避難行動要支援者への緊急通報等</u> 市は、地震の発生又は発生が予測されるときは、広報車、守谷メールサービス「メールもりや」、ホームページの活用及びツイッター等様々な広報手段により、避難準備情報（要支援者避難情報）等の緊急情報を市民に提供する。 また、発令された避難準備情報（要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた市民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。 【情報伝達手段】 ① 広報車拡声器の活用 ② 守谷メールサービス「メールもりや」の活用 ③ ホームページの活用</p>	<p>キ その他、<b>避難支援等の実施に関し</b>、市長が必要と認める事項</p> <p>③ <b>名簿情報の適切な管理</b> 庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、<b>名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</b></p> <p>④ <b>個別計画に記載する情報等</b> <b>避難行動要支援者一人ひとりについて、名簿に記載されている事項に加え以下の事項を記載するよう努める。</b> ・発災時に避難支援を行う者 ・避難支援の方法や避難場所、経路 ・避難支援を行う場合の留意点 ・本人が不在で連絡がとれない時の対応</p> <p>(2) <b>避難行動要支援者名簿情報の提供・更新</b></p> <p>① <b>名簿情報の提供</b> ア <b>名簿提供に同意の場合</b> 市は、震災の発生に備えて「<b>守谷市避難行動要支援者登録制度実施要綱</b>」の定めるところにより、避難支援等の実施に必要な限度で、名簿情報提供の同意が得られた避難行動要支援者及び自ら支援を希望し個人情報の提供に同意した避難行動要支援者の名簿情報を避難支援等関係者に提供する。 <b>また、避難支援等関係者の代表者は、市に対し「守谷市避難行動要支援者名簿の取扱いに関する誓約書」を提出し、名簿の提供を受けるとともに、「守谷市避難行動要支援者名簿受領書」（以下「受領書」という。）を提出する。</b></p> <p>イ <b>名簿提供に不同意の場合</b> 災害時において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するため特に必要であると認めるときは、<b>名簿を提供することについて同意を得ることなく、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し名簿を提供する。</b></p> <p>② <b>名簿情報の更新</b> 市は、<b>毎年1回名簿の更新を行い、名簿の提供を受けた者に対し更新後の名簿を提供する。</b> <b>更新後の名簿の提供を受けた者は、受領書を提出するとともに、更新前の名簿を返還する。</b></p> <p>(3) <b>避難行動要支援者への緊急通報等</b> 市は、地震の発生又は発生が予測されるときは、広報車、守谷メールサービス「メールもりや」、ホームページの活用及びツイッター等様々な広報手段により、避難準備情報（要支援者避難情報）等の緊急情報を市民に提供する。 また、発令された避難準備情報（要支援者避難情報）等が避難行動要支援者を含めた市民全員に確実に届くよう、電話連絡、直接の訪問等地域ぐるみの情報伝達体制の整備を推進する。 【情報伝達手段】</p>

<p>3-3 1</p>	<p>④ ツイッターの活用 ⑤ 守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんぷお）」の活用</p> <p><b>(4) 名簿情報の漏洩防止措置</b>  <u>名簿情報の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るように、名簿情報漏洩防止のため、次に掲げる措置を講じるものとする。</u></p> <p>① <u>災害対策基本法に基づき、避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていること説明する。</u>  ② <u>名簿については、施設可能な場所へ保管するなど、厳重なる管理を行うよう指導する。</u>  ③ <u>避難支援等の目的以外に使用することのないよう指導する。</u>  ④ <u>避難行動要支援者名簿の提供先が個人でなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取り扱う者を限定するよう指導する。</u>  ⑤ <u>避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。</u>  ⑥ <u>個人情報の適正管理については、避難支援等関係者と協定書を締結する。</u></p> <p><b>(5) 避難支援等関係者の安全確保</b> (略)</p> <p><b>(6) 防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発</b>  市は、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者や、その家族を含めた防災訓練の実施に努める。  また、「<u>守谷市災害時行動マニュアル</u>」及び最新の防災情報等に基づき、避難行動要支援者に十分配慮した災害時の行動及びきめ細かな防災知識の普及・啓発に努める。</p>	<p>① 広報車拡声器の活用 ② 守谷メールサービス「メールもりや」の活用 ③ ホームページの活用 ④ ツイッターの活用 ⑤ 守谷市公式市民生活総合支援アプリ「Morinfo（もりんぷお）」の活用</p> <p><b>(4) 名簿情報の漏洩防止措置</b>  <b>避難支援等関係者は、名簿情報漏洩防止、その他の名簿情報の適正な管理のために必要な措置を講じるとともに、名簿の提供を受けた避難支援等関係組織の管理責任者は、名簿情報を適正に管理し、個人情報の保護に関し、名簿の取扱者を指揮監督する。</b>  <b>また、名簿の提供を受けた者若しくはその職員、その他の当該名簿を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由なく当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。</b></p> <p><b>(5) 避難支援等関係者の安全確保</b> (略)</p> <p><b>(6) 防災訓練の実施、防災知識の普及・啓発</b>  市は、自主防災組織、ボランティア組織などの協力により、避難行動要支援者や、その家族を含めた防災訓練の実施に努める。  また、「<u>守谷市災害時行動マニュアル</u>」、<b>「守谷市避難行動要支援者避難支援マニュアル」</b>及び最新の防災情報等に基づき、避難行動要支援者に十分配慮した災害時の行動及びきめ細かな防災知識の普及・啓発に努める。</p>
--------------	--	--

8 第4章 第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援

【修正理由：理解しやすいように表現を修正】

ページ	旧	修正後
4-2	<p align="center"><b>第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援</b></p> <p>大規模災害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な<b>体力</b>と諸機材等を必要とすることから、市は、市の行政機関だけでは対応が不十分で要請が必要と判断した場合、躊躇し時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意するとともに、関係機関等と協力し、円滑な受入れ体制を確保する。</p>	<p align="center"><b>第3節 派遣・応援要請及び円滑な受援</b></p> <p>大規模災害が発生した場合、その災害応急対策活動には膨大な<b>労力</b>と諸機材等を必要とすることから、市は、市の行政機関だけでは対応が不十分<b>となり、関係機関等への</b>要請が必要と判断した場合、躊躇し時機を失することなく派遣・応援要請を行うものとする。この際、円滑な受援体制を確保するため、事前の十分な準備と調整、災害情報・被災者情報等の収集に留意するとともに、関係機関等と協力し、円滑な受入れ体制を確保する。</p>